

令和5年度第2回（第56回）旭川市男女共同参画審議会 会議の記録	
日時	令和5年10月2日（月）18時30分～19時45分
場所	旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎3階 問診指導室
出席者	委員7名 青山委員，浅野委員，岡田委員，塩尻委員，中村委員，宮崎委員，山田委員 （五十音順） 事務局5名 片岡女性活躍推進部長，松山女性活躍推進課長，藤田補佐，青木主査，麻生主任
欠席者	谷奥委員，中川委員，中島委員，松田委員，米沢委員
会議の公開・非公開	公開
傍聴の数	0名
会議資料	1. 事前送付資料 資料1 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画令和4年度主要施策実施状況報告書（案） 資料2-1 パートナーシップ制度導入に向けた取組経過 資料2-2 旭川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案） 資料2-3 パブリックコメント実施結果 資料2-4 制度導入後の手続き方法等について 資料3-1 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 改正の概要 資料3-2 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案） 資料3-3 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案）新旧対照表 資料3-4 〈参考〉困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要と 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の関わり
会議内容	
1 会議成立の報告	
条例施行規則第11条の規定により，委員の過半数が出席しているため，会議が成立していることを報告した。	
2 議題	
(1) 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画令和4年度主要施策実施状況報告書（案）	
会長	事務局に説明をお願いする。
事務局	資料について説明した。

会長	市職員の男性育児休業取得率について、現状値が 35.6%と常に高い数値になっており、令和 8 年度 20%という目標値を既に超えている状況だが、何か飛躍的に上がるきっかけがあったのならば教えて欲しい。
事務局	何か新しく制度ができたということはないのだが、コロナウイルス感染症拡大の関係で、休むことに対してのハードルが下がったのだと推察する。職場内でフォローし合えばどうにかなることに気づいたことが大きいのではないだろうか。
会長	目標値を超えても、逆に目標に縛られずにどんどん更新していってほしい。
委員	男性の育児休業取得は、どのくらいの期間なのだろうか。「休業」なのでかなり長いのかなとも思ったのだが。
事務局	多くの場合は 1 週間や週間、長い場合で 3 か月とかならうか。期間としてはやはり女性の育休よりもまだまだ短いが、取得する人数は増えてきたところである。 周囲に取得経験者が増えてくると、職場でも気軽にそういう話ができるようになってくるといふのと、人事課でも職員向けに経験者の声を紹介していたりもするので、管理職にも相談しやすくなってきたのではないかと思っている。
委員	育児休業は子が何歳まで取得できるのか。
部長	3 歳までである。
委員	熱を出した子に関する連絡が母親の方に行きやすいということがよく言われているが、そういう意味での休暇取得についての雰囲気はどうか。
事務局	子看休暇というものが子ども 1 人につき男女問わず 5 日間まで付与されており、それは時間単位での取得も可能である。男性でもこの子看護休暇はとる人は多く、職場側も抵抗は全くない。
委員	それが普通になってくれると嬉しい。
(2) 旭川市パートナーシップ宣誓制度について	
会長	事務局に説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
会長	職員研修を 12 月 20 日に実施予定とのことであったが、対象の職員はどのような職員を予定しているのか。
事務局	旭川市職員の他に近隣 8 町の職員にも声をかけて、いずれの職員も参加できるようにする。特にこの業務に従事しているものという制限は無く、職員全体に周知する。 内容としては性的マイノリティに基礎知識に加え、市民対応、職場内対応について話をしてもらいたいと考えている。

会長	職員には広く参加してもらいたいと思う。今後この制度を使って行政サービスを行うにあたり職員が制度に対し無理解だと意味がないと思うので、多くの職員に周知徹底してもらえたらと思う。
委員	長年の働きかけによりやっと導入することになったので、きちんと進めてくれているとは思いますが、パブコメの結果を見ると中にはやはり反対されている方たちがいる。この方たちは決して限られた一部ではないので、そういう方たちに対し行政から助言などを丁寧にやってもらうためには、職員が内容を熟知していることが非常に大事である。その辺が不十分になってくると、結局元の状態に戻ってしまうと思うので、ぜひとも心を傾けて大事にってもらいたい。法律で決まっていけないことを盾に取られて困る人が出るということがないように、なるべくカバーしてあげてほしい。
(3) 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案）	
会長	事務局に説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
委員	<p>シェルターを運営しているが、シェルターは暴力を受けた女性が一時的に避難できる場所で、仕事にも学校にも行けないという少し不便な面がある。</p> <p>また、配偶者からではなく、兄弟や配偶者の親、親からの暴力については今まで自分たちのような支援団体では扱えなかったが、困難を抱えた女性に関する法律ができたことで、そういうケースも支援できるようになり良かった。</p> <p>ただ、そういう人たちはシェルターには入れない。道内でシェルターを運営している仲間のうち、札幌、函館、室蘭ではセカンドハウスとあって、シェルターではない、自由に入出りできる自立支援施設を持っている。旭川でも予算がつき、誰もが切れ目なく支援を受けられるようなことができればいいなと思う。</p>
委員	<p>今の情勢を見ていると、私たちが想像もできない現場というものが増えてきている気がする。私も男女共同参画などに携わってきたが、子どもたちの教育というものがとても大事である。教え込むだけが教育ではなく、自分の意見や自己主張を正しくできることが大事。昔は自己主張すると怒られたが、今は逆に正しい自己主張をできない子が多い。小学校の時から、意見の出し合いや、人を認めるといった教育をもっと大事にしながら育てなければならない。今の若い女性の中には子供を犠牲にする人がいるが、それは自分自身が相手に意見を言えない状況に陥っているということ。そういう状況に陥るとするのは、最初に会ったときに意見を言えていない。何かにすがるという気持ちが働いて、一緒に会話をしているにもかかわらず自分のことが言えないという状況の子がすごく増えてきている。基本的な人権教育というものを大事にすることが必要。自分の意見を言えなかったり、自分を表現できなかったりする子に育つと、大人になってから男女共同参画を教えられても、結局一生意見は言えなくなってしまう。強い男性から圧力をかけられて、それに抵抗するというのは大変なことである。そういうことに慣らされて育つと常に意見を表現できなくなる。</p>

委員	<p>国で困難を抱えた女性の支援に関する法律というものがあり、その中で、自治体における基本計画の策定というものがあるので、旭川市としてこれを考えているということだろうか。</p>
事務局	<p>ちょうど本市が第3次計画から第4次計画に見直すタイミングで、国の新しい法律ができたので、そのことも第4次計画の中に盛り込み、DV防止支援計画の中に困難を抱えた女性の支援に関する計画としても位置付けて、2本立ての作りにしようとするものである。</p>
委員	<p>緊急性の高いものはすぐ表に出るのかなと思うのだが、表に出る件数が少ないというところで、深いところですごくじんわりと進んでいることがあるのだろうと思うので、身近な人の声掛けのようなものがある体制というものが盛り込まれるといいと思う。僅かな変化にも声掛けする体制づくりみたいなものを、町内会などの仕組みと一緒にできないだろうかと思う。</p>
事務局	<p>市民に対する提案として、近隣の人への声掛けというようなものがあってもいいかもしれない。</p>
委員	<p>一方で、DVされているのではないかと警察に通報するとか、大ごとになりがちなどころでもあるので、すごく難しいと思うのだが、そこを上手く優しい気持ちで、何らかの形ができればいいと思う。</p>
委員	<p>すごく難しい。最初に相談したときの対応で、その後のその人の態度がものすごく変わってしまう。もし最初に声をかけた人が「あなたが悪い」と言わないまでも「いい旦那さんだよ」などと言ってしまうと、もう相談はできないと思ってしまうということもある。中途半端な人に変なアドバイスをされると困ったことになる。</p>
事務局	<p>程度によって違ってくると思うので、そこまでのことでなければ、気持ちを吐き出すことで楽になる場合もあるのではないだろうか。</p>
委員	<p>私たちみたいな相談窓口があるよといったような対応をしてもらえたら、すごくいいと思う。</p>
事務局	<p>地道に知らせ続けることが大事だと感じる。当事者以外にも知ってもらい、みんなに知ってもらうことが大切だと思う。</p>
委員	<p>相談しなかった理由を考えると、例えば自分がDV被害者であったなら、大ごとにしたくないという気持ちになると思う。親や配偶者といった身内が加害者ならば、なおさら大ごとにしたくなかったという意見を持っている人が多いのではないだろうか。相談する相手もすごく大事だが、もし話が外に出て警察ごとになったり、相手が捕まったりとなったときに、自分の親や配偶者がそうなるとは避けたいという気持ちが強く出てくると思う。だから、我慢して誰にも相談しないとか、友人にだけ相談して済ませようとするだろうなと思う。ちなみに、経済的暴力というのはどういうものを指すのだろうか。</p>

事務局	生活費を渡さないとか、金銭管理を非常に厳しく行うなどである。
委員	これはやはり男性からのものが多いのか。
事務局	男性が稼いでいる場合が多いので、多くなる。
委員	DVだという認識が、人によって違うことがかなり大きな問題である。本当に大変な暴力だと思う人もいれば、たいしたことではないと思う人がいたり、自分が悪いと認識することで言ったり言わなかったりということが多い。やはり小学校高学年くらいから中学・高校という子どもに対して、暴力とはどういう状況なのかを男性も女性も知ることが大事である。順番に学校で研修を行い、そこで、こういう相談窓口がここにあるということを伝えたりしない限りはなかなか浸透しない。私も大学で人権問題などに取り組んでいるが、女子学生でも、そういうことに過剰に反応する人と普通に反応する人、もう少し反応しないといけないでしょっていう人に分かれる。勿論加えている男性側も認識がそれぞれで全然違う。だから、これが暴力なのだということを、定義はないが具体例を出しながら、ある程度の年齢からは教えるということ、教育現場もバックアップしながら市としてやっていけるといい。
委員	ウィメンズネットでは高校などに出前講座として話をしに行くが、他の自治体の中には市内全部の高校に、私たちみたいな人たちが行っている。それができるとすごくいいので、教育委員会などでやってもらえるとすごくいい。高校生ならもう遅すぎるかもしれない。中学生くらいでいいかもしれない。
委員	DVは親からのものもあるので、小さい時から必要である。
事務局	まだまだ数は少ないが、自治体によっては全ての高校や中学校を対象に、そういう取組を始めているところは出てきたようだ。
委員	旭川も時々やっているのではないか。
事務局	出前講座なので、依頼があれば行く形になる。
委員	それをカリキュラムの中に必ず入れるとか、そういう風になってくるといい。DVというのは、こんなこと本当は言いたくないが、恋心を持った時に、相手に好かれるためにはどうしたらいいかと考えて、その人の言うことを聞いてあげたらいいといった、そういうささやかな気持ちが大人になっても同じなのだと思う。そういう気持ちがダメというのも可哀そうだが、常識や自分を守るといふ観点から、ある程度教えていかないと、何でも「はいはい」というのは結局不幸を生むことになる。
会長	この計画は素案ということだが、来年には確定するという事だろうか。
事務局	そうである。パブコメを実施した上で年明けに再度審議会に諮り、確定とする。
会長	本日の審議事項はこれで全てとなるので、事務局に進行をお返しする。

3 会長挨拶	
事務局	本日の御意見を踏まえて事業を進めてまいります。なお、今回で第10期の男女共同参画審議会が終了となるため、委員の皆様には会長から一言お願いします。
会長	委員の皆様におかれまして色々ご事情ある中、お忙しい中、審議会に出席いただき誠にありがとうございました。今年度途中から島崎東子委員に代わって会長を仰せつかり、拙い進行であったと思うが御容赦いただきたい。私自身はこの審議会に3期6年を務めさせていただき、次期から後任の者に引き継ぐこととなっている。6年というとかなり長く感じるが、振り返ると、自分が住んでいる旭川市がどういった問題を抱えているのか、どうあるべきなのかと考えさせられるいい機会になった。男女平等、性的マイノリティの保護といった問題は当然昔からあった問題ではあるが、今後ますます注目されていく問題だと思うので、委員を退任したあとも注視していくし、そうした活動に携わっていかれたらと思っている。最後になるが、皆様のご活躍を期待しております。本日はありがとうございました。
3 閉会	
事務局	以上で本日の会議を終了いたします。皆様本当にありがとうございました。